



平成27年5月15日

各 位

会社名 日本精機株式会社  
代表者 代表取締役社長 高田博俊  
(コード番号 7287 東証第2部)  
問合せ先 事業企画本部総務統括部法務部  
シニアマネジャー 五十嵐 孝之  
(TEL 0258-24-3311)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月15日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」について平成27年6月26日開催予定の第70回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- (1) 現行定款第2条(目的)につきまして、当社の事業の現状に即し事業内容の明確化を図るとともに、現在実施していない事業目的を削除するものであります。
- (2) 執行役員制度の拡充に伴う取締役員数の減少により、現行定款第19条の取締役の員数を25名以内より15名以内に変更するものであります。
- (3) 取締役及び監査役に適切な人材を招聘できる環境を整備し、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条の規定に基づき、業務執行取締役等でない取締役と責任限定契約を締結できる旨の規定(変更案第28条)及び監査役と責任限定契約を締結できる旨の規定(変更案第36条)を定めるものであります。  
なお、変更案第28条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

| 現 行 定 款  | 変 更 案   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 自動車、農業機械、船舶、産業用機械等の計器類、電装品、時計および同部品の製造、販売</p> <p>(2) 電気、電子機器および同部品の製造、販売</p> <p><u>(3) 包装機の製造、販売</u></p> <p><u>(4) 計器類、電子機器の組立機械、検査装置の製造、販売</u></p> <p><u>(5) 計器類等の金型、治工具の製造、販売</u><br/>(新 設)</p> <p><u>(6) 防錆、防腐、浄化用等の水処理機器、装置および融雪、凍結防止、暖房、育苗等の電熱機器の販売</u></p> <p><u>(7) カルチャーセンターの経営</u></p> <p><u>(8) 不動産の賃貸借</u></p> <p><u>(9) 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業および特定労働者派遣事業</u></p> <p><u>(10) 前各号に付帯または関連する一切の事業</u></p> <p>第3条～第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>25</u>名以内とする。</p> <p>第20条～第27条 (条文省略)</p> | <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p><u>(3) 計器類、電子機器の組立機械、検査装置の製造、販売</u></p> <p><u>(4) 計器類等の金型、治工具の製造、販売</u></p> <p><u>(5) センサーおよびセンサーシステムの製造、販売</u></p> <p>(削 除)</p> <p><u>(6) カルチャーセンターの経営</u></p> <p><u>(7) 不動産の賃貸</u></p> <p><u>(8) 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業および特定労働者派遣事業</u></p> <p><u>(9) 前各号に付帯または関連する一切の事業</u></p> <p>第3条～第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>15</u>名以内とする。</p> <p>第20条～第27条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款   | 変 更 案  |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 2 8 条～第 3 4 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 3 5 条～第 4 1 条 (条文省略)</p> | <p style="text-align: center;"><u>(取締役との責任限定契約)</u></p> <p>第 2 8 条 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で同法第 4 2 3 条第 1 項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 2 9 条～第 3 5 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役との責任限定契約)</u></p> <p>第 3 6 条 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、監査役との間で同法第 4 2 3 条第 1 項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第 3 7 条～第 4 3 条 (現行どおり)</p> |

3. 今後の日程

定時株主総会開催予定日 平成 2 7 年 6 月 2 6 日

定款変更の効力発生日 平成 2 7 年 6 月 2 6 日

以 上